

Ⅱ 消費税引上げに伴う介護報酬改定 について

介護保険サービスに関する消費税引上げ時の対応

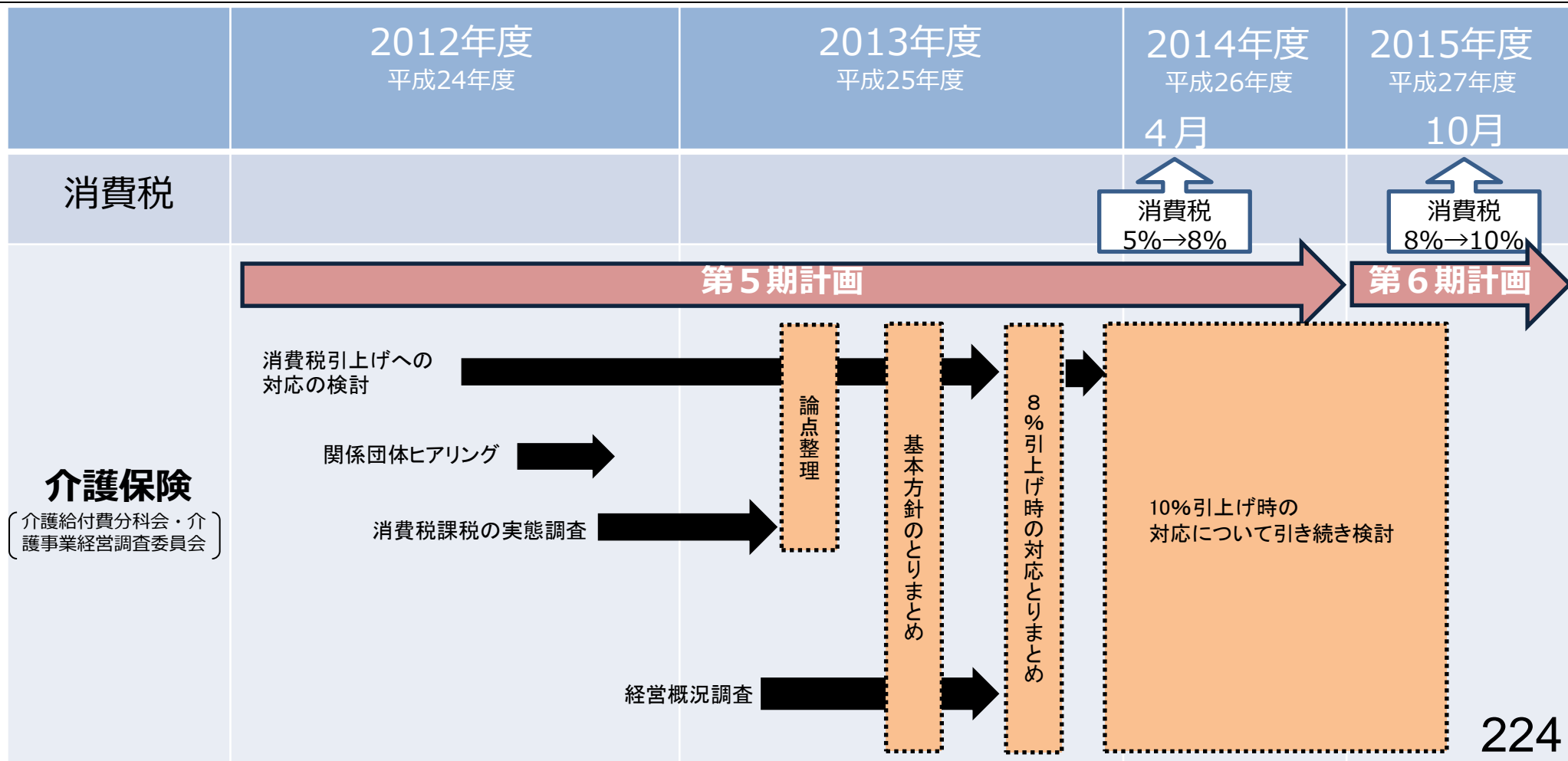
○ 介護保険サービスに関する消費税引上げ時の対応について、審議会における議論の方向としては以下のとおり。

【消費税率8%引上げ時の対応】

- ・ 介護報酬と別建ての高額投資への対応については、高額投資の実態や医療保険における議論等を踏まえ、実施しない。
- ・ 引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せ対応を行う。
- ・ 基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額についても、給付実態等を勘案しながら、引き続き検討する。

【消費税率10%引上げ時の対応】

- ・ 8%引上げ時の対応を踏まえ、医療保険における議論の動向も見ながら、引き続き対応を検討する。



～介護事業経営調査委員会(7月19日開催)における議論の総括(まとめ)～

○ 介護保険サービスに関する消費税引上げ時の対応について、去る7月19日に開催された介護事業経営調査委員会における議論の結果、同委員会としての対応案は以下のとおりとされた。

1. 消費税率8%引上げ時の対応

- ・ 介護報酬とは別建ての高額投資への対応については、介護における高額投資の実態、対応に伴うメリット・デメリット、医療保険における議論の動向も踏まえ、実施しない。
- ・ 引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せ対応を行う。上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せすることを検討する。
- ・ 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額についても、給付実態等を勘案しながら、引き続き、検討する。

2. 消費税率10%引上げ時の対応

- ・ 8%引上げ時の対応を踏まえ、医療保険における議論の動向も見ながら、引き続き、対応を検討する。